



# <<緊急事態宣言下での感染防止対策強化に向けて>> 「日進市冬の感染症防止対策店舗支援金」 対象要件及び申請期間等を拡大します!!

日進市における感染拡大防止対策の更なる推進と市内中小企業者等の皆さまへの経営支援を目的に、本支援金の対象要件及び申請期間等を以下のとおり拡大します。

事業者の皆さまにおかれましては、各業界団体等が作成した感染症拡大防止の業種別ガイドラインを遵守いただくとともに、本支援金の活用を含め、更なる感染防止対策の推進をお願いいたします。

## 1 日進市冬の感染症防止対策店舗支援金

市内所定店舗における感染防止対策費として、下記物品等に係る購入費等を支援します。

### (1) 備品購入費及び設置費等（上限 10 万円）

対象経費の80%相当額（千円未満切り捨て）を交付します。

<対象経費>エアコン・空気清浄機（換気機能やHEPA フィルター付き等に限る）、換気扇、CO2 センサー、衝立、除菌剤の噴霧装置、店舗改修費等

### (2) 消耗品購入費（上限 5 万円）

対象経費の50%相当額（千円未満切り捨て）を交付します。

<対象経費>フェイスシールド、マスク、消毒用アルコール等

※(1)(2)ともに、令和2年11月19日（木曜日）から令和3年2月28日（日曜日）までの間に購入、設置、支払いが完了している物品等が対象です。

※記載の対象経費は一例です。詳細は申請マニュアル（下記リンク先参照）にてご確認ください。

延長

## 2 申請期間

令和2年12月1日（火曜日）から令和3年3月19日（金曜日）まで

延長



## 3 主な要件

1. 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者、個人事業者、特定非営利活動法人であり、市内で所定店舗（遊興施設、屋内運動・遊戯施設、学習塾等の教室、商業施設、飲食店）を営んでいること。

※市外に本店等のある法人や、市外に住民登録のある個人事業者も対象とします。

2. 所定店舗が、愛知県が提唱する「安全・安心宣言施設」に登録していること。
3. 市町村民税を滞納していないこと。
4. 申請日及び交付日時点で事業を行っており、今後も継続する予定であること

拡大

## 4 申請方法など

詳細については、日進市ホームページ内の事業者向け支援ページに掲載の申請マニュアルにてご確認ください。



<https://www.city.nishin.lg.jp/department/sangyoseisaku/sangyo/6/2/4/11021.html>

（裏面に続きます）

## 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む

愛知県「安全・安心宣言施設」に登録しましょう！！



愛知県では、愛知県内の新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む施設や店舗を支援するため、感染防止対策として取り組む項目を届け出た事業所に対して、愛知県独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援し、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を目指す事業を行っています。

本支援金の活用を含め、当事業への参加をご検討ください。

### <「安全・安心宣言施設」としての取り組み内容>

**新型コロナウイルス感染防止対策実施中**

感染防止対策として、次の☑の取組を実施しています。

受理番号	*****
------	-------

- 発熱者等の施設への入場をお断りします。
- 3つの密（密閉・密集・密接）の回避を徹底します。
- 飛沫感染、接触感染を防止します。
- 身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど「新しい生活様式」を実践します。
- 従業員の衛生対策や3密対策、休憩や食事の分散に努めます。
- 複数人で共有する物品や、テーブル・ドアノブなど手が触れる場所の消毒を随時行います。
- 施設入場時の手指衛生対策を実施します。
- お客様が入れ替わる際などに消毒を実施します。

その他、以下の取組を行います。

- ・対面する場などにパーティションを設置します。
- ・コイントレイの使用を進めます。

宣言日	2020年6月8日
施設名	愛知県庁

愛知県は、感染防止対策に取り組む**安全・安心宣言施設**を応援します。

#### 【登録の流れ（イメージ）】

##### (1) 届出

事業者は愛知県に対し、「あいち電子申請・届出システム」により、感染防止対策として取り組む項目をチェックして届出します。

※届出後、概ね1～2日後に受理  
(休日・祝日を除く)

##### (2) 提供

県は事業者に対し、「あいち電子申請・届出システム」に届出のあった事業者へPRステッカー・ポスターの電子データを作成し提供します。

##### (3) 掲示

事業者は「あいち電子申請・届出システム」から電子データを入手し、PRステッカー・ポスターを印刷し、施設に掲示します。

※登録方法等の詳細については、下記愛知県ホームページにてご確認ください。

「新型コロナウイルス感染予防対策に取り組む安全・安心宣言施設について（PRステッカー・ポスター）」

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

【問合せ先】日進市産業振興課商工新ビジネス係 ☎0561-76-7366 FAX 0561-73-1871  
日進市商工会 ☎0561-73-8000 FAX 0561-73-8003